

## ◆◆◆○◆◆◆ 『収入保険』保険料の一部を補助します ◆◆◆○◆◆◆

自然災害や価格低下、野生鳥獣被害など、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償する「収入保険」について、町では令和5年度から令和9年度を「収入保険加入促進期間」と位置づけ、保険料の一部を補助します。この機会に収入保険の加入をご検討ください。

- 加入できる方** 青色申告を行っている農業者（個人・法人）
- 保険期間** 個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間
- 補償内容** 保険期間の収入（農産物の販売収入）が、基準収入（※1）の9割を下回った場合、下回った額の9割を上限として補填  
※1 農業者ごとの過去5年間の平均収入を基本に算出します。
- 保険料** 次の①および②により算定

- ①基準収入
- ②加入方法の選択
  - ・「保険方式（掛捨て）」+「積立方式（掛捨てではない）」併用
  - ・「保険方式（掛捨て）」のみ

### 町の補助

保険方式（掛捨て）に係る保険料を次のとおり、最長3年間、25%～50%を補助します。

補助年 加入時期	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
令和6年	50%補助	25%補助	25%補助		
令和7年		50%補助	25%補助	25%補助	
令和8年			50%補助	25%補助	補助なし
令和9年				50%補助	補助なし

(例) 基準収入 1,000 万円の場合、加入1年目の保険料  
 ・保険方式+積立方式：約33万2,000円  
 ・保険方式：約19万9,000円  
 「保険方式+積立方式」を選択の場合、2年目以降の保険料が「保険方式」よりも割安になります（※2）。詳しくは、長野県農業共済組合へお問い合わせください。  
 ※2 保険の支払い事案がない場合に限りま。

収入保険について詳しくは、長野県農業共済組合のホームページをご覧ください。か、長野県農業共済組合北信支所更埴出張所（☎026-214-3258）へお問い合わせください。

## ◆◆◆○◆◆◆ 自然災害等で被災した農業者に『災害見舞金』を支給します ◆◆◆○◆◆◆

町内で発生した災害により被災した農業者の営農意欲の維持を目的として、下記のとおり災害見舞金を支給します。

- 対象災害** 暴風・豪雨・降ひょう・野生鳥獣被害ほか
- 支給対象者** 次の要件をすべて満たす方
  - 町内に住所を有する方または主たる事業所を置く法人で、販売を目的とした農作物または当該農作物の生産施設に被害を受けた方
  - 被災前年の農業販売額が年間50万円以上である方
- 見舞金額** 被害の範囲・程度に応じて 1万～5万円
- 申請方法** 「被害届」を商工農林課農業振興係に提出してください。

申請様式は町ホームページからダウンロードしてください。

